

第2回都区財政調整協議会幹事会（R7.12.11）

主な発言概要

本資料は第2回幹事会における協議内容について、区側の聞き取りにより作成したものです。

■ 特別交付金

【区】

私からは、特別交付金について発言いたします。

「交付率の変更等」について、第1回幹事会において、都側から「交付率の変更等は、予見性という観点からだけではなく、様々な観点から検討を行う必要がある」との発言がありました。

繰り返しになりますが、区側は、実態を踏まえた交付率を算定ルールに明示することで、算定の予見性が高まるものと考えます。また、現状より、さらに精度の高い予算編成が可能になる等、財政運営上のメリットにつながるものと考えます。

加えて、交付率等について、都区双方で共通の認識を持つことで、交付率等に関する事務上のやりとりが低減され、事務負担軽減にもつながるものと考えます。

なお、都区双方の協議によって定められている算定ルールに交付率が明示されることは、透明性、公平性の向上に資するものであると考えます。

次に、「算定項目『C-I』の算出方法の変更」について、都側より「令和7年度財調協議における区側提案は、財調単価による算定を前提とした提案であった一方、今回の提案は、財調単価による算定を廃止し、実績額による算定のみとする提案となっており、昨年度協議における提案内容と考えが変わっているが、その理由を伺う」との発言がありました。

繰り返しになりますが、令和8年度財調協議に向けた調査の結果、改築及び大規模改修の中で、財調単価による算定とされたため、実績額を下回るといった乖離があるなど、昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態が、あらためて確認されました。

このことを踏まえ、建築資材の高騰等の影響を受けた特別区の実態を漏れなく捕捉できる、実績額による算定の方が、財調単価による算定と比較して、より妥当であるとの考えに至りました。

また、都側より「『C-I』の算出方法は、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものであり、実績額による算定のみの場合、区間配分に課題が残ると考えるが、区側の見解を伺う」との発言もありました。

特別交付金は、基準財政需要額によって捕捉されなかった特別の財政需要を算定するものであり、差異が生じること自体、特別交付金の性格にも相反するものではなく、各区の大規模改修や改築の規模、単価の差異自体も特別の財政需要であると考えます。

また、区間配分について、その当事者である特別区が果たすべき役割に的確に対応できるよう、総意として主体的にとりまとめたものです。

私からは以上です。

【都】

ただ今、区側から「交付率の変更等」と「算定項目『Cーイ』の算出方法の変更」の2点に関する発言がありました。

まず1点目についてですが、「交付率の変更等」を行う理由について、区側から「算定の予見性」という観点と、都区双方で共通の認識を持つことによる「事務負担軽減」という観点からの提案である旨の見解が述べられました。

「交付率の変更等」についてですが、前提として、特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではありません。

また、交付率の引き上げは、算定ルールに則り、財源状況に応じて実施するものであり、あらかじめ目安を作成し明示するものではないと考えます。

都側としては、「交付率の変更等」を検討するに当たっては、区側が考える観点だけではなく、景気後退時における調整税等の減収局面も考慮する必要があることから、単に直近の実態のみをもって交付率の変更を行うべきではないと考えます。

次に2点目についてですが、令和7年度財調協議における提案と今回の提案とで考えが変わっている理由として、区側から「昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態が、あらためて確認された」との回答がございました。

しかしながら、令和7年度財調協議における区側提案も同様の理由であったことから、考えが変わった理由について十分な説明となっておりません。

区側提案は実績ありきの提案であり、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためという「算定項目『Cーイ』の算出方法」の目的を十分に踏まえた上での提案になっていないと考えます。

この目的についても、区側の見解を伺ったところ、「各区における大規模改修や改築の規模、単価の差異自体も特別の財政需要である。」との回答がございました。

都側としては、都区で合意した算定ルールに則り、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整していることを踏まえれば、何故調整を行う必要がなくなったのか区側から明確な説明がない以上、実績額による算定に変更すべきではないと考えます。

なお、昨今の建築資材の高騰等により、大規模改修や、改築に係る工事費が、一層増加している実態があるということについては、令和7年度財調協議で述べたとおり、財調単価を用いて分割交付を行う場合の精算方法を見直し、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算すべきと考えます。

私からは以上です。

■ 都市計画交付金

【区】

私からは、「都市計画交付金」について発言いたします。

第1回幹事会における区側からの提案や求めについて、都側から明確な回答はありませんでした。

区側は、全都市計画事業の交付対象化、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保、交付率の上限撤廃の3つが合せて改善されなければ、課題の根本的な解決は図られないと考えます。

このうち、交付率については、都市計画交付金総額を都区双方の実績に見合ったものとする妨げとなっているだけでなく、交付金に執行残が生じる要因ともなっています。

令和7年度予算額が300億円に増額されたところですが、前回、増額された平成29年度は、特別区が事業費ベースで800億円以上の都市計画事業を実施しているにも関わらず、交付率に

上限があるために交付額が約170億円にとどまり、30億円を超える執行残が生じました。

このように、交付率の上限により執行残が生じることは、避けるべきであることから、交付率について上限を撤廃すべきと考えますが都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

前回の幹事会での発言と繰り返しになる部分もありますが、都はこれまでも、各区に現状や課題などをお伺いしながら、対象事業を順次拡大するなど、様々な見直しを図ってきました。また、交付率については、弾力的な運用を行っております。

都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、各区における都市計画事業の実施状況などを勘案しつつ、適切に対応してまいります。

私からは以上です。

■ 高校生等医療費助成事業費

【区】

私からは、高校生等医療費助成事業費について発言いたします。

第1回幹事会において、都側から、「都事業において、令和8年度から本則が適用されることによる、区負担分1/2については、基準財政需要額として算定することで合意」、「都事業の基準に基づき、一部自己負担金相当額を設定した上で算定すべき」との発言がありました。

区負担分1/2について、基準財政需要額として算定し、合意することに異論はありません。ですが、本事業は都が一方的に発表し、補助基準について、都区で調整したものの、意見が折り合わず、特別区の意見が反映されないまま、開始されたものです。本年10月より所得制限が撤廃されたものの、一部自己負担金の設定は残ったままとなっており、特別区の事業実態や、特別区が作り上げ、推進してきた既存の医療費助成制度を踏まえたものになっていません。

このような経緯から、一部自己負担金の区負担分について、都の補助基準が財調の合理的かつ妥当な水準であると主張し、標準的な需要ではないとすることは、到底容認できません。

一部自己負担金については、必要とする区民が躊躇せず、安心して医療サービスを受けられるよう、特別区が足並みを揃え、全区で、区の負担とし、事業を実施しているものです。また、特別区域を対象とした財調制度であることを踏まえると、特別区域におけるサービス水準が「合理的かつ妥当な水準」であり、財調上算定すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から高校生等医療費助成事業費について、発言がありました。

前回の幹事会でも申し上げましたが、本事業については、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であると考えております。

私からは以上です。

■ 【態容補正】農漁業振興経費

【都】

私からは、【態容補正】農漁業振興経費について発言いたします。

前回の幹事会において申し上げたとおり、区側提案について、都の見解を申し上げます。

まず、漁業振興経費を廃止する点については、区の実態を踏まえ、妥当であると考えます。

また、算定に用いる指標を農漁業世帯数から経営耕地のある農業世帯数に変更することで、現行算定の問題点として共有していた、農漁業世帯を有する区の中に事業未実施区が含まれていることにより、補正が適切に機能していない点について、解消していることを確認できたため、都としても妥当であると考えます。加えて、標準区における世帯数の変更についても異論はありません。

しかし、1世帯当たり経費設定に含めている「算定される事業」について、事業名だけでは、どのような事業が該当するのか明確ではない部分があります。そこで、都区の認識を一致させるため、各事業の内容を一定程度明確にして整理する必要があると考えますが、区側の見解を伺います。

私からは以上です。

【区】

都側から「算定される事業」について、「都区の認識を一致させるため、各事業の内容を一定程度明確にして整理する必要があると考えるが、区側の見解を伺う。」との発言がありました。

区としても、各事業の内容を一定程度明確にし、都区の認識を一致させることに異論はありません。

つきましては、次回、1世帯当たり経費の積算対象及び対象外として整理した事業に係る事業区分別の主な事業について、区側の認識をお示しいたします。

私からは、以上です。

■ 副食費の無償化（保育所等）

【区】

私からは、副食費の無償化（保育所等）について発言いたします。

第1回幹事会において、都側から、「現時点で、国制度において副食費は実費徴収とされていることから、都側としては、副食費の無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえない」との発言がありました。

国制度においては、主食費・副食費ともに施設による実費徴収が基本とされているところですが、都区財政調整においては、主食費の無償化に係る経費については、既に算定されているところです。

国制度において実費徴収とされていることを理由に、副食費の無償化に係る経費が標準的な需要とはいえないと主張するのであれば、主食費についても同様のはずです。

それにもかかわらず、副食費の無償化のみ標準的な需要とはいえないと考える理由について、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から副食費の無償化について、発言がありました。

主食費に係る経費については、過去の財調協議において整理された上で算定されているものと考えております。

一方、副食費については、前回の幹事会でも申し上げましたが、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴う国制度の変更を反映しているものであり、無償化に係る経費については、標準的な需要とはいえないと考えております。

私からは以上です。

■ 投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映

【都】

私からは、投資的経費の見直しに伴う経常的経費への反映について、発言します。

前回の幹事会において申し上げたとおり、区側提案の内容に対する都側の見解を説明いたします。お手元に配布しております論点メモをご覧ください。

前回の幹事会で、区側から、主な見直し内容について説明がありました。

都側においても、この内容を踏まえ、経費の算出方法、固定費と比例費の比率、直営施設と委託施設の比率、及び標準職員数など、論点メモでお示しした点に沿って確認をいたしました。

その中で、特に確認をいただきたい事項について申し上げます。

まず、標準事業規模の見直しについてです。

投資的経費の見直しの際の調査結果と、今回の調査結果を比較すると、大きな差が見られる施設があります。これらの施設については、今回の調査結果を踏まえた標準事業規模の見直しが必要と考えます。

次に経費の設定方法についてです。

土木費における公園内の公衆便所に係る維持管理については、公園と一体的な管理を行っている実態があると思われることから、公園の維持管理費と合わせて所要経費を検討する必要があると考えております。また、現行算定は清掃回数などのモデルを設定しているため、その点も検証すべきと考えます。

この他、各施設の個別の経費についても、精査が必要であると考えます。

これらの内容について、区側の見解を伺います。

私からは以上です。

【区】

都側から、「今回の調査結果を踏まえた標準事業規模の見直しが必要」との発言がございました。

標準事業規模については、昨年度の投資的経費の見直しにおいて都区で検討を重ね、協議の上で整理したものです。

そのため、再度の見直しについては慎重に検討すべきものと考えております。しかしながら、差が見られる施設については、今回の調査結果を踏まえた対応を検討していきたいと考えております。

そのほか、都側から提示された確認事項については、次回以降、区側の見解をお示しいたします。

私からは以上です。

■ 基準財政需要額のあり方

【区】

私からは、基準財政需要額のあり方について発言いたします。

第1回幹事会において、都側から、「財調上の基準財政需要額の『合理的かつ妥当な水準』については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や国庫・都補助等の取り扱い等も踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えている」との発言がありました。

繰り返しになりますが、財調制度における基準財政需要額として捕捉すべき範囲は、制度の構造上、地方交付税制度よりも、広いと考えます。

財調制度は23区のみを対象とし、その実態に即した合理的な財政力や財政需要を捕捉することが可能であること、また、地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、「あるべき需要」として算定されるべきと考えます。

そのため、財調制度における基準財政需要額は、国または都が示した基準に縛られず、特別区の実態を反映し算定すべきと考えます。都と特別区のみで適用される財調制度において、特別区域で普遍的に実施しているものは、特別区の実態として、国や都基準以上に捕捉すべきと考えますが、都側の見解を伺います。

私からは以上です。

【都】

ただいま、区側から「基準財政需要額のあり方」について、「地方交付税制度における基準財政需要額では、一定の単独事業が算定されていることも考慮すると、特別区で標準的に行われている単独事業について、『あるべき需要』として算定されるべきと考える」との発言がありました。

財調上の基準財政需要額の「合理的かつ妥当な水準」については、個々の事業・事務内容に即し、特別区の実態だけでなく、地方交付税の算入水準や類似団体の実態なども踏まえ、総合的に勘案して判断をしていくものと考えております。

また、区側から「都と特別区のみで適用される財調制度において、特別区域で普遍的に実施しているものは、特別区の実態として、国や都基準以上に捕捉すべきと考える」との発言がありました。

都基準に関しては、「都民が都内のどこに住んでいても、同水準の行政サービスを受けられるよう、都が判断し、その責任をもって定めたもの」であり、いわゆる、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」であると考えます。

そのため、都基準よりも上の水準の需要を財調算入する場合には、「大都市需要」として論理的に説明できることが必要と考えます。なお、この考え方は、国基準しかない場合についても同様です。

私からは以上です。